

特定非営利活動促進法施行細則（平成10年岡山県規則第45号）

（趣旨）

第一条 この規則は、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号。以下「法」という。）及び特定非営利活動促進法施行条例（平成十年岡山県条例第三十六号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（設立の認証申請）

第二条 法第十条第一項の申請書に添付する書類のうち、同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げるものには、それぞれ副本一通を添付するものとする。

（認証申請書等の補正）

第三条 法第十条第四項（法第二十五条第五項及び第三十四条第五項において準用する場合を含む。）の規定による補正には、補正後の書類を添付するものとする。この場合においては、前条の規定を準用する。

（縦覧等）

第四条 条例第三条第一項の縦覧、閲覧及び謄写の場所は、県民生活部県民生活交通課とする。

2 条例第三条第三項の手数料の納付方法は、前納とする。

（設立登記の届出）

第五条 法第十三条第二項の規定による届出には、同項に定めるもののほか、同項の登記事項証明書の写し一通及び財産目録の副本一通を添付するものとする。

（役員の変更等の届出）

第六条 法第二十三条第一項（法第五十二条第一項（法第六十二条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による届出には、法第二十三条第一項に定めるもののほか、同項の変更後の役員名簿の副本一通を添付するものとする。

（定款の変更の認証申請）

第七条 法第二十五条第四項の申請書に添付する書類のうち、同項の規定により添付する変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書には、それぞれ副本一通を添付するものとする。

（軽微な事項に係る定款の変更の届出）

第八条 法第二十五条第六項（法第五十二条第一項（法第六十二条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による届出には、法第二十五条第六項に定めるもののほか、同項の変更後の定款の副本一通を添付するものとする。

（定款の変更に係る登記事項証明書の提出）

第九条 法第二十五条第七項（法第五十二条第一項（法第六十二条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による提出には、法第二十五条第七項の登記事項証明書の写し一通を添付するものとする。

（事業報告書等の提出）

第十条 法第二十九条（法第五十二条第一項（法第六十二条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による書類の提出には、法第二十九条の事業報告書等の副本一通を添付するものとする。

（事業報告書等の閲覧及び謄写）

第十一条 法第三十条の規定による閲覧又は謄写をする者は、当該閲覧又は謄写に係る書類を丁寧に取り扱うこととし、それを改ざんし、汚損し、又は破損してはならない。

2 知事は、前項の規定に違反し、又は違反するおそれのある者に対して、閲覧を中止させ、又は禁止することができる。

第十二条 削除

（解散の届出等）

第十三条 法第三十一条第四項の規定による届出には、解散及び清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付するものとする。

2 法第三十一条の八の規定による届出には、当該清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付するものとする。

第十四条 削除

(清算結了の届出)

第十五条 法第三十二条の三の規定による届出には、清算結了の登記をしたことを証する登記事項証明書添付するものとする。

(合併の認証申請)

第十六条 法第三十四条第四項の申請書に添付する書類については、条例第二条第一項から第四項までの規定及び第二条の規定を準用する。

(合併の場合の財産目録等の備置き等)

第十七条 法第三十五条第一項に規定する貸借対照表及び財産目録は、合併する各特定非営利活動法人について作成し、同条第二項の規定により債権者が異議を述べることができる期間が満了するまでの間、それぞれの事務所に備え置くものとする。

(合併登記の届出)

第十八条 法第三十九条第二項において準用する法第十三条第二項の規定による届出には、同項に定めるもののほか、同項の登記事項証明書の写し一通及び財産目録の副本一通を添付するものとする。

(検査の際の身分証明書)

第十九条 法第四十一条第三項(法第六十四条第七項において準用する場合を含む。)の職員の身分を示す証明書は、別記様式によるものとする。

(認定の申請)

第二十条 法第四十四条第二項の申請書に添付する書類のうち、同項第二号及び第三号に掲げるものには、それぞれ副本一通を添付するものとする。

(認定の有効期間の更新の申請)

第二十一条 法第五十一条第五項において準用する法第四十四条第二項の申請書については、前条の規定を準用する。

第二十二条及び第二十三条 削除

(役員報酬規程等の提出)

第二十四条 法第五十五条第一項(法第六十二条において準用する場合を含む。)の規定による提出には、法第五十四条第二項第二号から第四号までに掲げる書類(法第五十五条第一項の規定により提出する書類に限る。)について、それぞれ副本一通を添付するものとする。

2 法第五十五条第二項(法第六十二条において準用する場合を含む。)の規定による提出には、法第五十四条第三項に規定する書類の副本一通を添付するものとする。

(役員報酬規程等の閲覧及び謄写)

第二十五条 法第五十六条の規定による閲覧又は謄写については、第十一条の規定を準用する。

(特例認定の申請)

第二十六条 法第五十八条第二項において準用する法第四十四条第二項の申請書については、第二十条の規定を準用する。

(合併の認定申請)

第二十七条 法第六十三条第五項において準用する法第四十四条第二項の申請書については、第二十条の規定を準用する。

(電子情報処理組織による提出等)

第二十八条 条例第七条第一項の提出及び届出(以下「提出等」という。)は、次に掲げる事項を提出等を行う者の使用に係る電子計算機であつて知事が定める技術的基準に適合するものから入力して行うものとする。ただし、提出等を行う者が、第二号に掲げる事項を入力することに代えて、同号に規定する書面等を提出することを妨げない。

一 提出等に係る法、条例又はこの規則の規定において書面等に記載すべきこととされている事項

二 当該提出等を書面等により行うときに法、条例又はこの規則の規定により添付すべきこととされている書面等に記載されている事項又は記載すべき事項のうち知事が別に定めるもの

2 提出等を行う者は、前項の規定により入力する事項についての情報に岡山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則(平成十六年岡山県規則第十八号)第二条第二項第二号に規定する電子署名(第三十一条において「電子署名」という。)を行い、当該電子署名に係る同項第三号に規定する電子証明書(第三十一条において「電子証明書」という。)と併せてこれを送信しなければならない。ただし、知事が別に指定する方法により当該提出等を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。

3 第二条(第三条及び第十六条において準用する場合を含む。)、第五条から第八条まで、第十条、第十八条、第二十条(第二十一条、第二十六条及び第二十七条において準用する場合を含む。)又は第二十四条の規定により添付書類の副本を必要とする申請を行う者が、第一項の規定により当該添付書類に記載すべき又は記載されている事項を入力した場合は、副本に記載すべき又は記載されている事項の入力がなされたものとみなす。

(電子情報処理組織による通知等)

第二十九条 条例第七条第一項の通知及び交付(以下「通知等」という。)は、当該通知等を書面等により行うときに記載すべき事項を県の使用に係る電子計算機から入力して行うものとする。

(電磁的記録による縦覧等)

第三十条 条例第七条第一項の縦覧及び閲覧は、インターネットを利用する方法、県の事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は電磁的記録に記録されている事項を記載した書類を備え置く方法により行うものとする。

(氏名等を明らかにする措置)

第三十一条 条例第七条第二項の氏名又は名称を明らかにする措置は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める措置とする。

- 一 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成十四年法律第五十一号。次号において「情報通信技術活用法」という。)第六条第四項に係るもの 電子情報処理組織を使用して行う提出等に記録された情報に電子署名を行い、電子証明書を当該提出等と併せて送信すること。
- 二 情報通信技術活用法第七条第四項に係るもの 電子情報処理組織を使用して行う通知等に記録された情報に電子署名を行い、電子証明書を当該通知等に添付すること。

(電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合)

第三十二条 条例第七条第三項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める場合とし、当該場合においては、当該部分以外の部分につき、同条第一項、第二項及び第四項の規定を適用するものとする。

- 一 情報通信技術活用法第六条第六項に係るもの 次のいずれかに該当する場合
 - イ 提出等を行う者について対面により本人確認をするべき事情があると知事が認める場合
 - ロ 提出等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがあると知事が認める場合
- 二 情報通信技術活用法第七条第五項に係るもの 次のいずれかに該当する場合
 - イ 通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情があると知事が認める場合
 - ロ 通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがあると知事が認める場合

(通知等を受ける旨の表示の方式)

第三十三条 条例第七条第四項の方式は、次に掲げるいずれかの方式とする。

- 一 電子情報処理組織を使用する方法により通知等を受けることを希望する旨の知事が定めるところにより行う届出
- 二 前号に掲げるもののほか、知事が別に定める方式

(書面の保存等における情報通信の技術を利用する方法)

第三十四条 条例第八条第二項の作成は、特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物(以下「磁気ディスク等」という。)をもって調製する方法によるものとする。

第三十五条 条例第八条第二項の備置きは、次に掲げる方法のいずれかによるものとする。

- 一 作成された電磁的記録を特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより備え置く方法
 - 二 書面に記載されている事項をスキャナ(これに準ずる画像読取装置を含む。)により読み取ってできた電磁的記録を特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより備え置く方法
- 2 特定非営利活動法人が、前項の規定による備置きを行う場合は、必要に応じ電磁的記録に記録された事項を出力することにより、直ちに明瞭かつ整然とした形式で使用に係る電子計算機その他の機器に表示し、又は書面を作成することができなければならない。

第三十六条 条例第八条第二項の閲覧は、同項に規定する事項を特定非営利活動法人の事務所に備え置く電子計算機の映像面における表示又は当該事項を記載した書類によるものとする。

(その他)

第三十七条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成十年十二月一日から施行する。

(関係規則の一部改正)

2 岡山県行政組織規則(昭和四十一年岡山県規則第三十二号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

3 岡山県事務処理規則(昭和四十四年岡山県規則第五十五号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則(平成一五年規則第六八号)

この規則は、平成十五年五月一日から施行する。

附 則(平成一七年規則第一八号)

この規則は、平成十七年三月七日から施行する。

附 則(平成一七年規則第一〇一号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成一七年規則第一一一号)

この規則は、平成十七年九月七日から施行する。

附 則(平成一八年規則第五〇号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の特定非営利活動促進法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則(平成二〇年規則第八二号)

(施行期日)

1 この規則は、平成二十年十二月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の特定非営利活動促進法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則(平成二〇年規則第一〇二号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成二二年規則第二八号)

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則(平成二四年規則第三二号)

(施行期日)

1 この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の特定非営利活動促進法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則(平成二九年規則第一〇号)

(施行期日)

1 この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の特定非営利活動促進法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則(令和二年規則第三号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和三年規則第三九号)

この規則は、令和三年六月九日から施行する。